

福岡医発第58号(地)

平成26年 4月7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

重粒子線がん治療費利子補給事業について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、福岡県では別紙のとおり、九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）において、先進医療である重粒子線がん治療を受ける方に対し、その治療費（先進医療技術料）を借入れて支払う場合の標記利子補給事業が検討されており、その実施に係る予算案が今議会に提出されております。

予算案の議決後に改めて事業内容等の詳細を説明したチラシが配布される予定ですが、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

「公印省略」

25健第 5534号
平成26年3月25日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

保健医療介護部健康増進課長

重粒子線がん治療費利子補給事業について

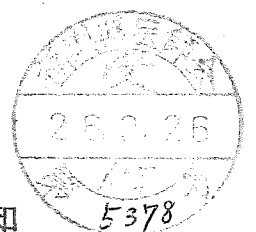
日頃より、本県のがん対策の推進につきましては、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツト）において、先進医療である重粒子線がん治療を受ける方が、その治療費（先進医療技術料）を借入れて支払う場合の標記利子補給事業を検討してきたところであり、その実施に係る予算案を議会に提出しているところです。

つきましては、別紙によりあらかじめ貴会会員に御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、予算案の議決後に改めて事業内容を説明するチラシの配布を予定しております。

各医師会通知



重粒子線がん治療費利子補給事業について

福岡県では、公的医療保険の適用がないがん先進医療を受ける患者の経済的な負担を軽減し、県民のがん治療の選択肢が広がるよう、「九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツ）」において重粒子線治療を受ける患者本人やその家族等が治療費を金融機関から借り受けた場合に、利子の一部を助成する事業を平成26年4月から開始する予定です。※ 制度の概要は以下のとおりです。

なお、詳細については、下記までお問い合わせください。

※現在このための予算が議会で審議されています。

○対象者

「九州国際重粒子線がん治療センター」で先進医療である重粒子線治療を受け、治療費の支払いのために金融機関から借入を行った患者本人又はその家族等（3親等以内の親族、又は同一世帯に属する方）とします。

但し、患者本人は、治療開始時点において、県内に1年以上在住している方であり、申請者世帯全員の課税総所得金額が600万円以下の世帯に属する方とします。

○対象借入金

金融機関からの借入金のうち重粒子線治療料相当額（限度額：314万円）とします。

○利子補給率

年利率6%以内（保証料を含む）

○利子補給期間

7年（84月）を限度とします。

○申請に必要な書類

- ・ 利子補給金承認申請書
- ・ 金銭消費貸借契約書の写し
- ・ 金融機関が発行する返済予定表の写し
- ・ 重粒子線治療実施証明書等
- ・ 患者本人が属する世帯全員の住民票及び世帯全員の所得証明書
- ・ その他知事が必要と認める書類
（患者以外の親族等が申請者となる場合）
- ・ 申請者の属する世帯全員の住民票及び所得証明書
- ・ 申請者が患者と同一世帯に属すること又は親族であることを証する書類

○事務の流れ

＜申請＞

- ・ 申請者が利子補給の承認申請書を県に提出
- ・ 県が承認・不承認を決定し、申請者へ通知

＜支払い＞

- ・ 承認された方は、各年1月から12月までの利子支払合計額を交付申請兼実績報告書により県に提出（年1回。翌年2月末日までに提出）
- ・ 県は交付額を決定し、1年分の利子支払い額を一括して交付

※ 申請書等は、県ホームページからのダウンロード及び保健医療介護部健康増進課で入手できるようにします。

【問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部健康増進課保健事業係

TEL 092-643-3270